

公募シンポジウム 51 :

福島における原子力災害が人々にもたらした心理的問題の現状と今後を考える

Current State and Future Perspectives for the Psychological Problems Caused
by the Fukushima Nuclear Plant Accident.

東日本大震災と福島での原発事故から3年6か月が過ぎようとしている。東北3県の被災地では復興が期待どおりに進まず、特に福島県では現在も放射能による汚染の被害が続いている。わが国は過去に様々な災害による被害を受け、その度に苦難を乗り越えるという歴史をたどってきた。苦難を乗り越える過程で多くの教訓を学び、それが次の災害場面でいかされてきた。しかし、原子力災害に人々がどのように備えるべきか、その教訓をわが国はもたえていない。このシンポジウムでは、原子力災害が人々にどのような心理的問題を引き起こすのかに焦点をあて、現状と今後について議論する。原発事故の後も福島で生活を続ける幼児、小学生、大学生や、彼らの保護者の心理的問題と、様々な理由で福島県内外に避難している人々の現状をシンポジウムでは紹介する。そして、今後、起こりうる問題について、チェルノブイリ事故後の心理的問題とも関連づけて討論する。

福島大学 共生システム理工学類, 福島大学 災害心理研究所 筒井 雄二

福島大学 人間発達文化学類, 福島大学 災害心理研究所 高谷 理恵子

話題提供 :

原子力災害の心理的影響 : 福島で生活する幼児・児童と保護者の不安とストレス

福島大学 共生システム理工学類, 福島大学 災害心理研究所

筒井 雄二

東日本大震災と原発事故により避難を強いられた児童生徒に寄り添った教育的支援

福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター, 福島大学 災害心理研究所

本多 環

福島における原子力災害が大学生にもたらした心理的問題の現状

福島大学 人間発達文化学類, 福島大学 災害心理研究所

富永 美佐子

原発事故と発達 : チェルノブイリ事故からの教訓

名古屋大学大学院 教育発達科学研究科, 福島大学 災害心理研究所

氏家 達夫

話題提供 1 :

原子力災害の心理的影響：福島で生活する幼児・児童と保護者の不安とストレス

福島大学 共生システム理工学類 福島大学 災害心理研究所

筒井 雄二

福島大 災害心理研究所のチームは原発事故後、福島県内で生活する子どもと保護者を対象に心理的不安やストレスの推移を継続的に調べている。今回は福島市で2014年1月に実施した幼稚園児と小学生、および保護者を対象にした調査(調査1)と福島県全域で2013年11月から2014年3月に実施した1歳半児と3歳児、および保護者を対象にした調査(調査2)の結果を紹介し、放射能汚染が子どもや保護者にどのような心理的影響を及ぼすのか考える。

話題提供 2 :

東日本大震災と原発事故により避難を強いられた児童生徒に寄り添った教育的支援

福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター、福島大学 災害心理研究所

本多 環

東日本大震災およびそれに伴う原発事故により、福島県内外に避難を強いられたり家族の判断により避難をしたりした子どもたちが、震災発生3年以上経った今でも数多くいる。子どもたちは学校環境・住環境・家庭環境の変化に対応していかなければならなかったが、その過程においては大きな心理的不安やストレスを抱えた。本発表では、避難をした子どもたちへの継続的支援を通して感じた福島の子どもの状況について報告する。

話題提供 3 :

福島における原子力災害が大学生にもたらした心理的問題の現状

福島大学 人間発達文化学類、福島大学 災害心理研究所

富永 美佐子

福島第一原子力発電所の事故が、福島に生活する青年期の若者にどのような影響を与えたのかについては、明らかにされていない。本発表では、震災後、福島の大学に在学する大学生を対象に、2013年10月～2014年1月に実施した面接調査(調査1)および2014年に実施した質問紙調査(調査2)の結果を中心に紹介し、原子力災害が大学生の大学適応やキャリア選択にどのような影響を及ぼすのかを検討する。

話題提供 4 :

原発事故と発達：チェルノブイリ事故からの教訓

名古屋大学大学院 教育発達科学研究科，福島大学 災害心理研究所

氏家 達夫

チェルノブイリ事故後に起こったことからいくつかの教訓が得られる。第 1 に最も深刻な事故による健康問題は，長期にわたる心理的健康への打撃であった (WHO 2006)。第 2 に特に打撃を受けやすい人々が存在している (Bromet, 2011)。幼い子どもの親や幼い子どもはその代表例である。第 3 に，親は，被曝による子どもの健康被害への不安を子どもに示し，過保護的にふるまうことで，彼らの不安を子どもに転移する (UN-OCHA & UNICEF, 2002)。

